

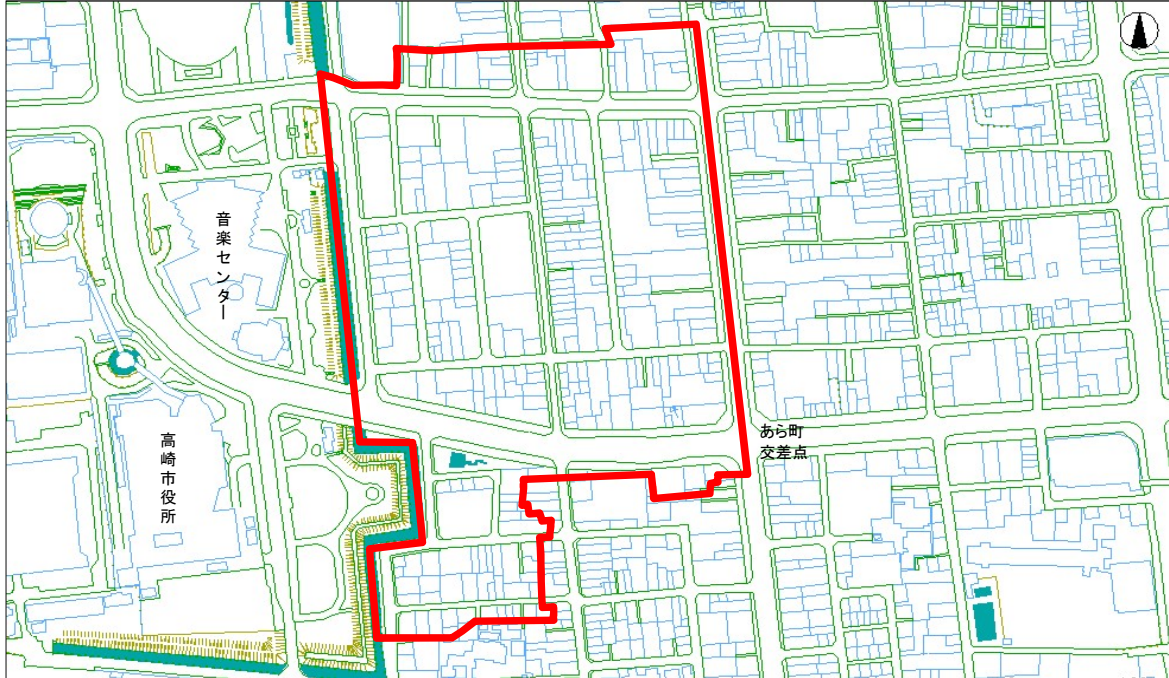
8月3日から新しい地番（番地）になります。

城址周辺土地区画整理事業は昭和56年1月20日から事業を開始し、皆様のご協力によりまして工事も完成し、事業の収束に向かって事務的な整理をしているところです。

この度関係権利者に対し換地処分の通知を行い、換地処分の公告日が**平成25年8月2日**と決定されました。

公告をいたしますと翌日(8月3日)から町界が変更され、また区画整理地区内においては、すべての土地が、新地番(新住所)を使用することになりますので、1日も早く慣れていただくよう、みなさんのご協力をお願いいたします。実施にあたっては、皆さんに知っていただきたいこと、また必要な手続きについてお知らせします。

新住所になる対象区域



所在地変更に伴う商業登記の変更について(法人・事業所)

地番の変更は、土地区画整理事業などの実施に際し、新しい地番を整理することで旧地番との混乱を解消するため、不可欠な作業となっております。

地番が変更されますと、その地区内の会社(法人)の本店(主たる事務所)や支店(従たる事務所)の所在地または個人の住所が変更されますので、次のようなときは、管轄の法務局に対して変更登記の申請をしていただくことになります。

《このような手続きが必要です》

■会社の「本店」、「支店」の所在地、または会社以外の法人の「主たる事務所」、「従たる事務所」の所在地の表示が変更になったとき

■登記されている各種法人の代表者の住所が変更になったとき

- ・株式会社の代表取締役
- ・有限会社の取締役及び監査役
- ・合名会社または合資会社の社員、支配人を置いた営業所及び支配人の住所
- ・民法法人の理事や協同組合の代表理事

※株式会社の役員で住所が登記事項とされているのは、代表取締役等の代表権を有する方です。取締役や監査役については、住所が登記事項とされていないため、住所に変更が生じても変更の登記をする必要はありません。しかし、有限会社は、役員の住所に変更が生じたときには、変更の登記をしなければなりません。

※変更登記の申請をしないと、登記上の本店等の所在地や代表者の住所の表示が旧住所のままとなり、資格証明書や印鑑証明書を請求する際に支障となる場合がありますので速やかに申請してください。

《会社等変更登記の期限》

会社等の変更登記には期限があります。地番変更実施後以下の期間内に手続きを行ってください。

- | | | |
|---------------|---|---------|
| 本店(主たる事務所)所在地 | ➡ | 2週間以内 |
| 支店(従たる事務所)所在地 | ➡ | 3週間以内 |
| 不動産等の名義人住所 | ➡ | 期限の定めなし |

※不動産等の登記名義人住所について、売買、抵当権設定・抹消等、必要が生じたとき申請していただいても問題ありません。

《登録免許税》

会社等の変更登記の申請に必要な登録免許税は、市役所で発行する「**地番変更証明書**」を添付すれば免除されます。

皆様に届出または変更の手続きをお願いするもの

件名 (こういふことは)	該当者 (誰が)	申請・届出先 (どこへ)	手続き期限 (いつまでに)	必要書類等 (何を持って)	
換地処分公告後、数ヶ月間は土地区画整理により登記閉鎖となりますので、 不動産登記の変更手続きは登記事務停止解除後をお願いいたします。					
不動産登記	土地・建物所有者の表示(住所)変更登記	土地・建物の所有者	前橋地方法務局 高崎支局 (027-322-6315)	期限はありませんが売買等に必要となりますので、書きかえ手続きを完了しておいた方がよろしいかと思われます。	・変更証明書 ・印鑑 ・登記申請書 ・(委任する場合は委任状)
	抵当権者などの表示(住所)変更登記	土地・建物登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記などの権利者として登記をしている方			
商業・法人登記 印鑑証明	会社などの法人登記及び商業登記の表示(住所)変更と代表者の住所変更	法人の代表者	前橋地方法務局 本局 (027-221-4466)	本店については実施後2週間以内に、支店については3週間以内に変更手続きをしてください。	・変更証明書 ・印鑑 ・登記申請書 ・(委任する場合は委任状)
	印鑑登録	商業・法人登記の変更により自動的に変更されます。			
社会保険	労働保険(労災保険・雇用保険)	事業主	高崎労働基準監督署 (027-322-4661)	すみやかに変更の手続きをしてください。	・名称、所在地等変更届(労働基準監督署) ・印鑑
	厚生年金に加入 健康保険に加入	事業主	高崎年金事務所 厚生年金適用調査課 (027-322-7732)	実施後5日以内に変更の手続きをしてください。	・健康保険・厚生年金適用事業所所在地名称変更(訂正)届 ・法人:変更証明書 個人:変更証明書 ・印鑑
車検証等	自動車検査証等の住所変更	自動車、オートバイ(126cc以上)をお持ちの方	関東運輸局 群馬運輸支局 (050-5540-2021)	お立ち寄りの際に変更の手続きをしてください。	・変更証明書 ・印鑑 ・車検証
	軽自動車検査証等の住所変更	軽自動車(軽四輪・軽三輪)をお持ちの方	軽自動車検査協会 群馬事務所 (027-261-4621)	お立ち寄りの際に変更の手続きをしてください。	・変更証明書 ・印鑑 ・車検証
保健所関係	病院、診療所、助産所、施術所、歯科技工所、登録衛生検査所の所在地変更、または開設者、管理者の住所変更	左記の病院等の開設者	高崎市保健所 保健医療総務課 (027-381-6111)	実施後10日以内(登録衛生検査所は30日以内)に変更の手続きをしてください。	・変更証明書 ・印鑑 ・変更届
	医療法人の所在地変更、定款変更及び理事長の住所変更	医療法人及び理事長		ご相談ください。	
	理容所、美容所、クリーニング所、旅館営業、公衆浴場業の許可証の住所変更 食品営業許可申請事項変更届	左記の許可証をお持ちの方	高崎市保健所 生活衛生課 (027-381-6116)	すみやかに変更の手続きをしてください。	・変更証明書 ・許可証
市登録業者関係	入札参加資格登録の住所変更	入札参加資格登録業者	ぐんま電子入札共同システム(ヘルプデスク 0120-511-306)及び群馬県CALS/EC市町村推進協議会(群馬県県土整備部建設企画課内)	すみやかに変更の手続きをしてください。	変更証明書
	少額工事請負希望申請の住所変更	少額工事請負希望登録業者	市役所契約課 (027-321-1211)	すみやかに変更の手続きをしてください。	変更証明書
金融機関等	(当座)預金通帳定期預金証書預かり資産等	利用されている方	各金融機関	機関によって対応が異なりますので、それぞれの機関にお問い合わせをお願いします。	
	登録情報の変更	政府系金融機関を利用されている方	各政府系金融機関	必要なときまたはおいでの時	・変更届(各政府系金融機関) ・変更証明書
民間保険 その他	損害保険 自動車保険	利用されている方	各保険会社	機関によって対応が異なりますので、それぞれの機関にお問い合わせをお願いします。	
電気、電話、ガス等はそれぞれの機関にお問い合わせください。					

(注)

・本手続き一覧では、全ての手続きを網羅してはおりませんのでご了承ください。事業形態・業種等によりその他必要となる手続きについてはそれぞれの機関にご確認ください。

・今回の住所変更により皆様方に生じる諸経費について、高崎市では一切負担できませんので、ご理解頂きますようお願いいたします。

※変更証明書は区画整理課換地担当で無料発行します。

地番変更についてのお問い合わせは… 高崎市役所区画整理課 換地担当

電話 027-321-1275 (区画整理課 直通)